

議会事務局の職員で知事の補助機関である職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

議会事務局の職員で知事の補助機関である職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程の一部を改正する訓令  
議会事務局の職員で知事の補助機関である職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程（昭和 41 年岩手県訓令第 30 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会事務局総務課長専決事項)</p> <p>第 6 条 併任職員が処理すべき事務について<u>議会事務局総務課長</u>である併任職員の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 使用の許可若しくは貸付けの期間が 1 週間以内の場合又は使用部分が<u>極めて</u>小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。</p> <p>(6)～(24) [略]</p> <p>(議会事務局総務課管理主幹専決事項)</p> <p>第 7 条 議会事務局総務課管理主幹である併任職員は、前条の規定にかかわらず、<u>議会事務局総務課長</u>である併任職員の専決できる事項のうち、議会事務局長である併任職員があらかじめ指定したものを専決することができる。</p>	<p>(議会事務局総務課総括課長専決事項)</p> <p>第 6 条 併任職員が処理すべき事務について<u>議会事務局総務課総括課長</u>である併任職員の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 使用の許可若しくは貸付けの期間が 1 週間以内の場合又は使用部分が小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。</p> <p>(6)～(24) [略]</p> <p>(議会事務局総務課管理主幹専決事項)</p> <p>第 7 条 議会事務局総務課管理主幹である併任職員は、前条の規定にかかわらず、<u>議会事務局総務課総括課長</u>である併任職員の専決できる事項のうち、議会事務局長である併任職員があらかじめ指定したものを専決することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。